（第２号様式）

川崎市幸区公示第７号－９

屋外広告物法（昭和２４年法律第１８９号）第７条第２項又は第４項の規定により、川崎市屋外広告物条例（昭和４６年川崎市条例第７７号。以下「条例」という。）の規定に違反した広告物又は広告物を掲出する物件について除却を行い、同法第８条第１項の規定により、これを保管したので、同法第８条第２項、同条例第１４条及び第１５条の規定に基づき、これを公示します。

令和８年１１月９日

川崎市長　福田紀彦

１　条例第１４条に定める公示事項は、次に掲げるものとします。

(1)名称又は種類及び数量

(2)放置されていた場所及び除却した日時

(3)保管を始めた日時及び保管の場所

(4)前３号に掲げるもののほか、返還するため必要と認められる事項

上記各号の内容については、幸区役所道路公園センターに備え付けてある保管物件一覧簿のとおりとします。

２　保管期間

当該公示をした日から起算して１４日

３　引取りの方法

(1) 引取場所

幸区役所道路公園センター

(2) 引取日時

月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時までとします。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和２３年法律第１７８号)に規定する休日及び１２月２９日から翌年の１月３日までを除きます。

(3) 持参するもの

物件の所有者等と証明できるもの

氏名及び住所を証明するもの

印鑑

４　その他

保管期間満了後は、本市にて処分します。

別紙（表示内容等一覧）

川崎・(幸)・中原・高津・宮前・多摩・麻生　道路公園センター

令和 8 年 11 月 9 日実施・委託分

	表示内容	放置されていた場所	数量	名称又は種類	業種	備考
1	小向エリア	幸区小向仲野町9	1	立・(札)・紙	(不)・風・—	
2	〃	〃区　〃　11	1	立・(札)・紙	(不)・風・—	
3		区		立・札・紙	不・風・—	
4		区		立・札・紙	不・風・—	
5		区		立・札・紙	不・風・—	
6		区		立・札・紙	不・風・—	
7		区		立・札・紙	不・風・—	
8		区		立・札・紙	不・風・—	
9		区		立・札・紙	不・風・—	
10		区		立・札・紙	不・風・—	
11		区		立・札・紙	不・風・—	
12		区		立・札・紙	不・風・—	
13		区		立・札・紙	不・風・—	
14		区		立・札・紙	不・風・—	
15		区		立・札・紙	不・風・—	
16		区		立・札・紙	不・風・—	
17		区		立・札・紙	不・風・—	
18		区		立・札・紙	不・風・—	
19		区		立・札・紙	不・風・—	
20		区		立・札・紙	不・風・—	
21		区		立・札・紙	不・風・—	
22		区		立・札・紙	不・風・—	
23		区		立・札・紙	不・風・—	
24		区		立・札・紙	不・風・—	
25		区		立・札・紙	不・風・—	
計	立看板等		はり札等 2		はり紙	

表示内容等一覧と写真に、記載もれ・撮影もれが生じないように、写真の撮影時点で再チェックをお願いします。

令和 8 年 11 月 9 日（川崎・(幸)・中原・高津・宮前・多摩・麻生）道路公園センター　実施

（第10号様式）

保管物件一覧簿							
整理番号	保管した広告物又は掲出物件		保管した広告物又は掲出物件が放置されていた場所	除却した日時	保管を始めた日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
1	はり札	1	幸区小向仲野町 9	令和5年11月9日 10：48			
2	〃	1	〃 〃 11	〃 10：52			
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							